



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail: desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

2019年9月17日

公益財団法人 ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会 会長 御手洗富士夫 様
厚生労働大臣 加藤勝信様
スポーツ庁長官 鈴木大地様

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田学

「ラグビーワールドカップ 2019 日本大会」におけるタバコ対策に関するお願い

問題点は以下のとおりです。

- 1) 屋内の喫煙所の設置は国際標準からは受動喫煙を発生するため、忍容されていません。屋内の喫煙場所は即刻使用禁止とすることを要望します。ラグビーW杯のためにつくられた改正健康増進法にも違反します。
- 2) 屋外の喫煙所の設置にタバコ会社からの寄付を受けたということは、日本も調印している FCTC (WHO タバコ規制枠組条約) という国際条約に違反する重大な行為であります。
- 3) 屋外の喫煙所の設置は健康増進法における第2種施設では安全配慮対策が必要ですが、フェンスで仕切られただけの喫煙所がスタジアムに集まる数万人の観客が受動喫煙に曝露します。
- 4) 喫煙所・灰皿をただちに封鎖してください。

記

令和元年9月20日から、世界的スポーツのメガイイベントであるラグビーワールドカップが開催されるのは、スポーツを愛する国民として、喜ばしく・素晴らしい試合に期待しています。試合会場の12都市と40か所以上の合宿都市で世界のトップレベルのラグーマンが活躍し、200万人の観戦者や世界からの観光客40万人が集まります。

日本禁煙学会で12の試合会場を調査したところ、健康増進法や受動喫煙防止条例では認められない屋内喫煙場所が設置され、屋外に受動喫煙の被害をもたらす喫煙場所を設置されていることが明らかとなりました。しかも、一部の施設ではタバコ会社からの寄付で喫煙所を設置しています。これは、タバコ会社のCSR活動を禁止している国際条約 FCTC (WHO タバコ規制枠組条約) 5条3項の重大な違反となります。会場の担当者にお尋ねすると、組織委員会の決定であると回答されました。

スポーツのメガイイベントでは、十分な受動喫煙対策をすることを WHO が求めています。我が国でも「2019年のラグビーW杯開催に向けて」という枕詞が付記される改正健康増進法が成立し、2019年7月から施行されています。地方自治体では、神奈川県・兵庫県などがすでに受動喫煙防止条例を施行しています。スポーツを通じた健康増進は受動喫煙による健康被害は相容れません。国や地方自治体が、周到に準備したおもてなしが台無しになろうとしています。

昨年のサッカーW杯において、試合会場では敷地内禁煙が徹底されました。禁煙の大きな旗が掲揚される会場でサッカー界のレジェンドであるデイエゴ・マラドーナがタバコを吸う映像が世界中に配信され、非難を浴びたため、彼は会期中で帰国する事態となりました。今回、会場の屋内にメディアや来賓用に喫煙場所が設置されることが明らかとなりましたが、これは世界中に日本の恥を晒す愚挙であると非難されることが予想されます。

ラグビーは紳士のスポーツであり、世界標準では、どんな小さなクラブチームでもラグーはタバコを吸わない、練習場や試合会場は禁煙が当たり前です。受動喫煙を許す日本のワールドカップラグビーはワールドラグビーとは異なった文化なのでしょうか？

健康増進法が改正されましたが、その施行時期には「2019年9月のラグビーワールドカップに間に合うように」という枕詞が付いています。受動喫煙のない、健康推進のための「おもてなし」を国レベルで準備している現状をワールドカップラグビー実行委員会や各スタジアムが逆行させているという状況はラグビーというスポーツを台無しにし、冒涇する自殺行為としか言いようがありません。貴組織委員会には、タバコ規制国際条約と世界保健機関の勧告に反する運営方針を決定した根拠を説明する責任があります。御手洗富士夫ラグビーW杯実行委員長のキャノンが社員も訪問者も全て禁煙を要望する先進的な取り組みをされています。また、森喜郎副会長は禁煙が世界的流れであるという見識を示されています。実行委員のメンバーは健康増進法で受動喫煙対策を先進的に進めておられる企業のトップや行政のトップです。しかしながら、私どもは、タバコ会社の代理店である大手広告会社の影響力によって、グローバルレベルの喫煙対策実施が阻害されていると懸念します。

ラグビーのサポーターは富裕層が多く、ワールドカップの際は日本中を長期逗留されるまさにスポーツツーリズムの実践の場です。埼玉県や横浜市も、ラグビーW杯のために地域の禁煙化を推進する政策を具体的に出しています。日本の受動喫煙防止対策は健康増進法改正でようやく世界水準に追いつきつつあるレベルですが、それ以上の努力を地方自治体や国が行なっていることをラグビーワールドカップ実行委員会が理解されず、冷や水を浴びせているのは、素晴らしいスポーツであるラグビーの価値を侮辱する行為であり、早急に対応をお願い申し上げます。

今回のラグビーワールドカップが日本で開催されることはスポーツ振興という観点から素晴らしいイベントであり、歓迎したいのですが、試合会場である競技場における受動喫煙対策はまったく不十分です。これは、喫煙対策を促進する契機としてラグビーワールドカップを期した健康増進法改正を進めてきたすべての関係者の尽力に逆行する行為であり、スポーツ文化としてのラグビーの価値を下げる行為であり、このままでは、受動喫煙対策の遅れた国としての大変恥ずかしい現状を世界中にさらすこととなります。

日本禁煙学会の調査により確認されたワールドカップ試合会場の喫煙場所は以下の通りです。

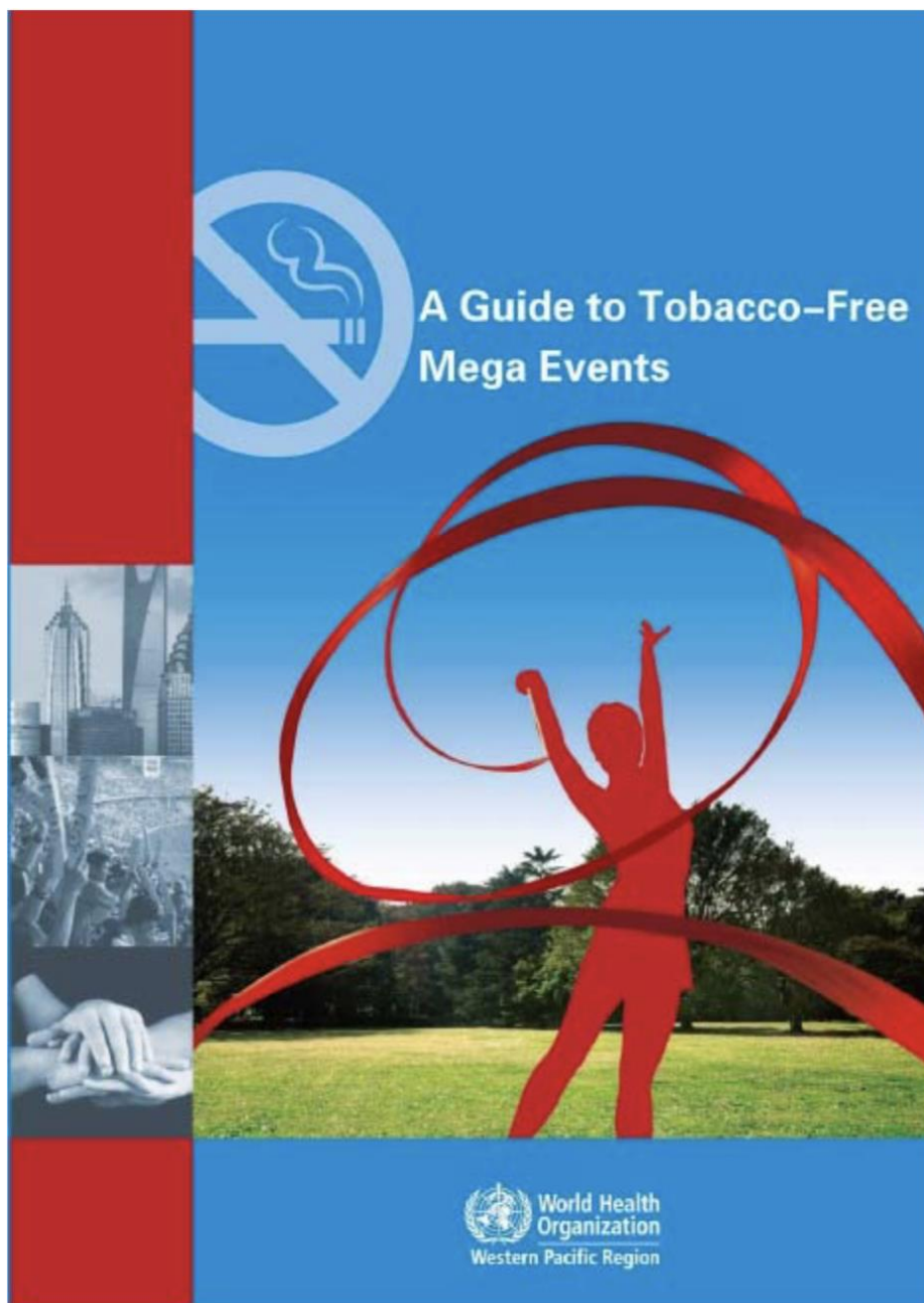
	屋内喫煙所	屋外喫煙所
札幌ドーム	4	2
釜石鵜住居復興スタジアム	0	5
熊谷ラグビー場	0	1
東京スタジアム	8	2
横浜国際総合競技場		
小笠山総合運動公園	4 (6)	1 (壁で隔離)
豊田スタジアム	0	2
東大阪市花園ラグビー場	0	2 (隔離なし)
神戸ノエビアスタジアム	1	2
博多の森球技場	0	1 + 1
熊本県民総合運動公園	0	2
大分スポーツ公園総合競技場	0	2

屋外喫煙所が「望まない受動喫煙」防止条件を満たしているかどうか、つまり壁の有り無しに加えて、自由通路、観客席から 15 メートル以上離れているかどうかについても、確認をする必要があります。

WC 試合会場の 3 分の 1 では屋内に、またほとんどすべての会場で屋外に喫煙室（区域）が設定されていることが分かりました。これは、グローバルレベルに遠く及ばない受動喫煙対策と言わざるを得ません。間もなく開催されるラグビーワールドカップの試合会場 12 か所・合宿場 40 か所において、敷地内の喫煙場所を認めない、世界標準の受動喫煙対策を実現されることを要望します。すでに設置された灰皿・喫煙所は直ちに封鎖することを要望いたします。

以上

資料



WHOとIOCは協定を結んでいます



Home Health topics Data **Media centre** Publications Countries Programmes Governance About WHO

Media centre

Media centre

News

News releases



Events

WHO and the International Olympic Committee sign agreement to improve healthy lifestyles

Physical activity can reduce the risk of noncommunicable diseases

News release

21 JULY 2010 | LAUSANNE - WHO and the International Olympic Committee (IOC) are teaming up to promote healthy lifestyle choices, including physical activity, sports for all, Tobacco Free Olympic Games, and the prevention of childhood obesity. As outlined in a memorandum of understanding signed today in Lausanne, the WHO and IOC will work at both the international and country level to promote activities and policy choices to help people reduce their risk of noncommunicable diseases such as cardiovascular disease, cancers, and diabetes.

スポーツのメガイイベントであるオリンピックやワールドカップの開催地では、受動喫煙対策を取るように世界保健機構（WHO）や国際オリンピック連盟（IOC）が求めています。

(<http://www.nosmoke55.jp/action/olympic.html>

<http://www.nosmoke55.jp/action/1202olympic.pdf>)。

すべての年代の生活習慣病を減らす活動をすべての人々が協力して実行できるようにする事がこの合意の本旨だ。

スモークフリー区域

タバコフリー施設(6)の必要条件

- スモークフリー。タバコ煙の残留もない。
- タバコ製品を売らない。
- タバコの宣伝、販売促進、スポンサー活動がない。
- 調理区域を除きライター、マッチなどの点火器具持ち込み禁止。

スモークフリーにすべき施設のリスト(このリストに限られるものではない)

- イベント施設、設備、公衆の立ち入る施設。バー、レストラン、カフェ、食事接客業施設。
- 運動選手、参加者、スポンサーの選手村。寝室、居室、食事区域をはじめとする屋内屋外区域。
- メディアセンター・ホテル・空港、会場にアクセスする公共交通機関などのスタッフや競技者以外の人々が利用する施設。
- 座席区域、通路部分、主要通路、待機区域。
- スタジアム、競技場のテント、トレーニンググラウンド、歩道。
- イベントに関連するあるいはイベントシンボルを掲げたすべての施設(ホテル、レストラン、交通機関など)

禁煙メガイベントのガイドブックでは、選手だけでなく、スタッフ、観客、メディア、スポンサー、来賓など全ての人々が利用する施設はスモークフリーにすべきであるとされる。

2018年ロシアW杯サッカーでは、会場内の禁煙が徹底され、新型タバコを含む禁煙の大きな横断幕や旗が会場で掲示された。観戦中に葉巻を喫煙したマラドーナの姿が世界中に放送されたことが非難され、ワールドカップ開催中にマラドーナは帰国せざるを得ませんでした。



資料

1. W杯ラグビー競技場における喫煙所の設置

<http://www.chunichi.jp/article/front/list/CK2019083002000275.html>

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49286990S9A900C1CR0000/>

ラグビーW杯、会場ごとに屋外喫煙所 五輪と対照的（中日新聞、日本経済新聞）

「スタジアムの喫煙所で観戦者が紫煙をくゆらす。九月開幕のラグビーワールドカップ（W杯）日本大会は、試合会場ごとに屋外の喫煙スペースが設置され、たばこを吸える環境だ。規制が強化される中、来年の東京五輪・パラリンピックでは競技会場の敷地内を完全禁煙とする方針で、識者からは「禁煙のトレンドに遅れた対応」との声も上がっている。」

<https://www.zakzak.co.jp/soc/news/190820/dom1908200007-n1.html>

「お・も・て・な・し」の精神どこに？ ラグビーW杯と東京五輪で異なる「分煙措置」

2. 健康増進法改正がラグビーW杯開催を念頭に置いたという資料

2-1. <安倍首相>受動喫煙対策を表明 「ラグビーW杯視野」（毎日新聞 2016/10月6日）他人のたばこの煙を吸う受動喫煙対策に有効とされる、公共施設や飲食店などを対象にした罰則を伴う改正健康増進法について、安倍晋三首相は6日の参院予算委員会で、「2020年の東京五輪・パラリンピックや、19年のラグビーワールドカップ（W杯）を視野に、立法措置も含めて検討を進めていく」と述べた。松沢成文氏（無所属）の質問への答弁。2 国際オリンピック委員会や世界保健機関（WHO）は五輪・パラリンピック開催都市に「スモークフリー（たばこのない五輪）」を求めているが、東京には規制がない。松沢氏からの「（W杯前年の）18年は（法律の）周知期間とすると、17年に作らなければ間に合わない」との指摘には、塩崎恭久厚生労働相が「W杯までに着実に実効性が担保できるよう、早急に準備を進めたい」と答えた。

2-2. 丸川五輪相、受動喫煙「ラグビーW杯時点でも対策を」 2017/6/6 朝日

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20170606-00000037-asahi-pol>

<https://notobacco.jp/pslaw/asahi1706063.htm>（受動喫煙防止策を強化する法案の国会提出が先送りされる見通しとなったことについて）2020年の東京五輪・パラリンピック大会の開催もあるが、19年ラグビーW杯もある。その時点でも、しっかりとそれなりに対策をとれているということが重要だ。厚生労働省で引き続き、法案の提出に向けて努力をしていただいているので、しっかり連携をしていきたい。（閣議後会見で）

2-3. 来年(2019年)7月から全面禁煙 学校や病院など ラグビーW杯に間に合わせ（産経） 2018.12.18

<https://www.sankei.com/life/news/181218/lif1812180040-n1.html> 厚生労働省は18日、学校や病院、行政機関の庁舎などの屋内全面禁煙の施行日について、平成31年7月1日とする方針を決めた。自民党の厚生労働部会に提示し、了承された。同年9月開幕のラグビーワールドカップ（W杯）に間に合わせる狙い。受動喫煙対策を強化する改正健康増進法は当初、同年夏頃に施行する予定だったが、施行日は未定だった。

2-4. 東京五輪の会場、屋外含め全面禁煙 加熱式たばこも不可 2019/2/28 日経

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO41878530Y9A220C1CC1000/>

<https://notobacco.jp/pslaw/asahi190228.html> 2

3. 地方自治体がワールドカップに向けてレベルの高い受動喫煙対策をしている資料

神奈川県は競技会場及び公共の場における受動喫煙対策を強化の方針

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f6955/documents/913654.pdf>

熊谷市の禁煙推進

<http://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/shimin/kenkodukuri/oshirase/judoukিতuentaisaku.html>